

青梅市規則第 35 号

青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則を公布する。

令和 8 年 7 月 23 日

青梅市長 大勢待 利 明

青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する
規則の一部を改正する規則

青梅市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和
2年規則第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第3号および第15条（見出しを含む。）中「生理休暇」
を「健康管理休暇」に改める。

第27条中「、同条第2項中「6月」とあるのは「93日」と、「通算
180日」とあるのは「通算93日」と」を削る。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、
令和8年4月1日から適用する。